

広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則をここに公布する。
令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十一号

広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第二条 条例第十六条の規定による手数料の減免は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める者について、交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

(用紙及び光ディスクの規格)

第三条 条例別表備考に規定する規則で定める用紙の規格は、日本産業規格A列三番又はA列四番とする。

2 条例別表備考に規定する規則で定める光ディスクの規格は、日本産業規格X〇六〇六、X六二四一、X六二四九、X六二五一、X六二五二、X六二八一若しくはX六二八二に適合するもの又はこれらと互換性のあるもので、直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)附則第二条による廃止前の広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第九条の規定による開示請求、同条例第二十二条の規定による訂正請求又は同条例第二十九条の規定による利用停止請求に係る不服申立てについては、なお従前の例による。